が疾対第 4352 号 令和 5 年 2 月 7 日

神奈川県精神保健福祉審議会会長 竹内 知夫 様

神奈川県知事 黒岩 祐治 (公印省略)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づく指定病院の指定について(諮問)

このことについて、神奈川県精神科病院指定基準等に基づき、御審議くださるよう諮問します。

1 指定更新予定病院 下記 18 病院

湘南病院

福井記念病院

藤沢病院

けやきの森病院

平塚病院

富士見台病院

丹沢病院

秦野厚生病院

秦野病院

みくるべ病院

愛光病院

大和病院

相模台病院

相州病院

清川遠寿病院

曽我病院

国府津病院

湘南東部総合病院

2 指定期限 令和5年4月1日から令和8年3月31日

問合せ先

健康医療局保健医療部がん・疾病対策課 精神保健医療グループ 土屋 電話 (045)210-1111 内線 4727

神奈川県 指定病院申請一覧(R5.4.1申請)

	経営種別	病院名	開設者	所在地	申請指定 病床数	
1	社会福祉法人	湘南病院	社会福祉法人湘南福 祉協会	横須賀市鷹取1-1-1	30	
2	医療法人	福井記念病院	医療法人財団青山会	三浦市初声町高円坊 1040-2	30	
3	医療法人	藤沢病院	医療法人社団清心会	藤沢市小塚383	30	
4	医療法人	けやきの森病院	医療法人社団朋友会	高座郡寒川町宮山3505	25	
5	医療法人	平塚病院	医療法人研水会	平塚市出縄476	20	
6	医療法人	富士見台病院	医療法人社団清風会	平塚市土屋1645	30	
7	医療法人	丹沢病院	特定医療法人	秦野市堀山下557	20	
8	医療法人	秦野厚生病院	医療法人社団厚仁会	秦野市南矢名2-12-1	15	
9	医療法人	秦野病院	医療法人社団秦和会	秦野市三屋131	10	
10	医療法人	みくるべ病院	医療法人財団青山会	秦野市三廻部948	10	
11	医療法人	愛光病院	医療法人弘徳会	厚木市松枝2-7-1	30	
12	医療法人	大和病院	医療法人正史会	大和市深見西3-2-37	30	
13	医療法人	相模台病院	医療法人興生会	座間市相模が丘6-24-28	10	
14	医療法人	相州病院	医療法人社団青木末 次郎記念会	厚木市上荻野1682-3	20	
15	医療法人	清川遠寿病院	医療法人社団増田厚 生会	愛甲郡清川村煤ヶ谷3414	10	
16	公益財団法人	曽我病院	公益財団法人積善会	小田原市曽我岸148	30	
17	医療法人	国府津病院	医療法人社団清輝会	小田原市田島125	30	
18	医療法人 湘南東部総合病院		医療法人社団康心会	茅ヶ崎市西久保500	10	
合訂					390	

指定基準適合表(指定期間:令和5年4月1日~令和8年3月31日)(※適:基準を満たしている)

指			1	2		3	4	5	6	7	8		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18				
基準項目	□ ■ 神奈川県指定基準 □ 項 □ □	項目	湘 南 病 院	病共院記念	ŧ 2	藤 沢 病 院	森病院	平 塚 病 院	富 病士 院見 台	丹沢病院	秦 病野 院厚 生		秦 野 病 院	み 病く 院る ペ	愛 光 病 院	大 和 病 院	相模合病	相 州 病 院	清 病川 院遠 寿	曽 我 病 院	病府院津	総湘合東院部				
2(1) 2(2)	医療法等各種法令の遵守・ 医師及び看護師等の数) (医療法における医師・看護師の標準値を) 満たしているか、精神保健福祉法第19条 の8(指定病院の指定)の規定に基づく基 準を満たしているか)	1 総数(常勤換算数) A	8.2	12.9	-	17.1	7.6	11.9	7.0	9.3	9.4	7.7	_	10.1	15.8	8.7	4.7	11.3	8.3	14.4	8.9	3.1				
		医 2 標準数 B	4	9	_	10	4	6	6	7 /	4	5	-	6	8 /	6	3 /	6	6	8	5 /	3				
		数 充足率 % (A/B×100) (100以上であることが要件)	205	商 143 適	-	171 適	190 ភ	198 j	i 116 i	132	235	i 154 i	i –	169 1	198 1	145	157 適	i 188 j	138 適	180 適	178 ii	103 適				
		4 看護者数(常勤換算数)C	89.6	141.8	-	132.8	73.1	74.0	80.5	74.3	58.0	62.4	1 -	91.5	133.5	59.2	154.0	78.3	73.7	117.0	68.1	256.5				
		5 標準数 D c (うち、看護補助者とできる	55	93	-	99	42	67	62	68	40	38	-	65	78	55	57	65	70	83	55	93				
		<u>数</u>)E	э	18	-	19	8 /	13	12	13	7	6	-	12	14	10	5	12 /	14	16	11	2				
		7 充足率 % (C/(D-E)×100) (100以上であることが要件) 措置入院者を入院させる病	179	適 189 適	-	166 適	215 1	137 j	i 161 J	135 適	176 遺	i 195 j	<u> </u>	173 2	209	132	296 a	i 148 j	132 適	175 適	155 適	282 適				
		8 棟1の看護師及び准看護師 の数 F	17.0	19.4	18.4	22.7	15.5	13.4	13.0	18.0	22.6	13.2	12.3	18.3	18.0	19.8	16.2	26.4	14.0	25.0	16.0	17.0				
		看護 3 前年1年間の病棟1の平均の 精神病床入院数 G	48.0	49.0	41.0	51.0	28.0	24.0	37.0	38.0	59.0	23.0	36.0	51.0	43.0	54.0	21.0	51.0	39.0	46.0	30.0	42.0				
		数 者 を 10 (3以下であることが要件)	2.8	商 2.5 適	2.2 適	2.2	1.8 道	1.7	2.8 3	2.1 道	2.6 遺	1.7 3	2.9	i 2.7	2.3	2.7	1.2 ä	1.9 1	2.7 道	1.8 適	1.8 道	2.4 適				
		院 措置入院者を入院させる病 は 11 棟2の看護師及び准看護師 の数 H		15.7	24.4			13		,		13.4	13.0	20.0	19.4											
		る 病 棟 12 前年1年間の病棟2の平均の 精神病床入院数 I		42.0	41.0	/		30				36.0	37.0	43.0	45.0											
		13 I/H (3以下であることが要件)		2.6 適	1.6 適			2.3				2.6	2.8	i 2.2 i	2.3 1											
2(3)	常勤の精神保健指定医2名以上	常勤の精神保健指定医数 (2以上であることが要件)	5	6	-	10	3	9	4	4	4	4	-	4	9	4	3	8	3	6	5	2				
2(4)	精神病床数50床以上	精神病床数 (50以上であることが要件)	120	357	-	420	184	298	305	275	160	151	_	276	359	250	155	263	325	339	250	44 *				
	精神病床数が50床に満たない場合、精神病床数が20床以上であり、かつ、ア、イ、ウの要件を満たすこと。(※湘南東部総合病院が該当)	ア 内科又は外科の医師を1名以上配置	内科又は外科の医師を1名以上配置																							
2(5)		イ 一般病床を有しており、必要に応じて 身体合併症を有する措置入院患者の入院 治療に対応可能な精神科以外の医療体 制と連携が確保されていること。	者の入院																							
		ウ 当該病院に救急蘇生装置、除細動器、心電計、呼吸循環監視装置等の身体的医療に必要な機器を設置していること。																				適				
	病院の各種施設								۷.	以下の項	目につい	ても、	Ⅰ 8 病院슄	とて基準	を満たし	ている》										
	ア デイルーム及び食堂を有する こと	デイルーム室数 (1以上であることが要件)	2	8	-	7	5	8	7	5	3	4	_	6	18	4	7	6	6	6	8	3				
	(兼用可)	(うち食堂兼用室数)	2	7	-	7	4	2	7	5	3	4	-	5	10	4	6	6	6	6	7	2				
2(6)	イ 保護室を適宜の数有すること	保護室数 (1以上であることが要件)	4	26	-	20	4	9	20	4	3	4	_	16	24	10	4	8	11	12	14	2				
	ウ 作業療法用施設を有すること	作業療法室数 (1以上であることが要件)	1	2	-	1	1	3	1	6	2	4	-	5	4	1	1	4	3	15	3	1				
	エ 緊急避難設備を有すること	緊急避難設備	有	有	-	有	有	有	有	有	有	有	-	有	有	有	有	有	有	有	有	有				
2(7)	精神課病院開設後1年以上を経過し、経営状態が健全であること	開院年(S=昭和、H=平成)	○(S21)	(S38)	-	(S43)	(S57)	(S40)	(S42)	(S35)	(S41)	(S41)	_	(H7)	(S30)	(S29)	(S39)	○(S63)	(S63)	(S30)	(S37)	O (H12)				
2(8)	精神保健福祉士が配置されているこ と	精神保健福祉士数 (1以上であることが要件)	5	8	-	9	5	9	9	7	5	6	_	6	11	7	3	7	6	12	9	4				